

# 三春町町民自治基本条例を御存じですか

⑦

三春町町民自治基本条例を紹介します。

今月号は、「第6章 住民投票」です。

## ●第6章 住民投票

### (住民投票)

- 第19条 三春町において選挙権を有する者、議会議員及び町長は、町政に関する重要事項について、町民の意思を直接確認するため、住民投票の実施を請求又は発議することができる。
- 町長は、前項の住民投票の請求又は発議があったときは、投票の目的、投票者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じて別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。
  - 町長は、住民投票の結果を、速やかに公表するとともに最大限に尊重し、事案の審議に反映されるよう努めなければならない。
  - 前項に基づく事案の審議結果が住民投票の結果と異なる場合、町長及び議会は、審議経過について、町民への説明を行う理解が得られるよう努めなければならない。

### 【解説】

この条例の第2章に定めた「協働」、「情報共有」、「合意形成」の原則等に基づいてまちづくりを進めることにより、住民投票の実施まで必要となるような事案は、それほど発生することはないだろうと思われます。

しかしながら、複雑多様化した現代においては、場合によっては、みなさんの生活に重大な影響を及ぼす問題について、直接、住民のみなさんの意思を確認する必要があることがないとはいいきれません。

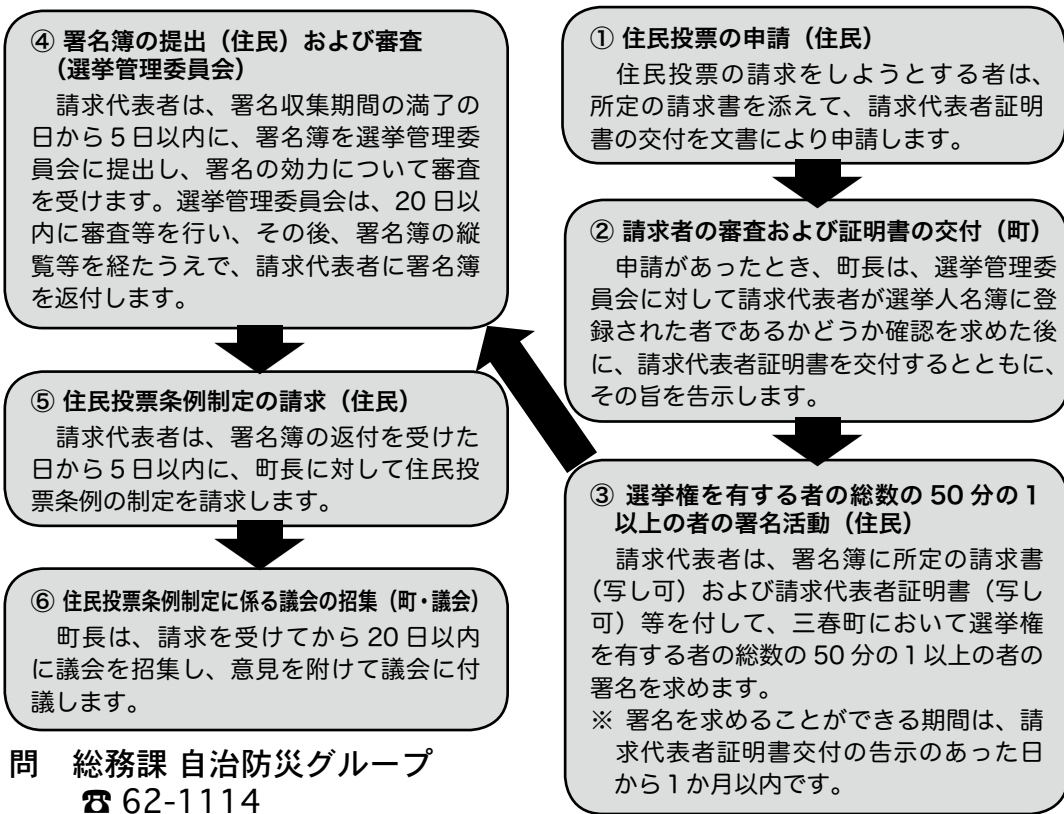
そこで、間接民主制を補完する住民自治の重要な手段として、住民投票に関する規定を設けました。

### ★三春町において選挙権を有する者

三春町において選挙権を有する者とは、地方自治法第74条第1項が規定するところの「三春町議会議員及び三春町長の選挙権を有する者」です。

### ★住民投票請求の主な流れ

三春町において選挙権を有する者の行う住民投票請求の具体的な取扱いは、地方自治法第74条から第74条の4までに規定されている条例の制定改廃の直接請求の手續きによります。その主な流れは、次のとおりです。



問 総務課 自治防災グループ  
☎ 62-1114



11月9日～12月8  
日に寄付・寄贈、ボ  
ランティアしていた  
だいた方々(敬称略・  
順不同)

【福祉】(社会福祉協議会へ)  
▽寄附金  
御木沢まちづくり協会  
三春町婦人会  
三春町職員親和会

▽ボランティア  
すみれの会／大町婦人会  
日赤奉仕団／ひまわり  
の会／楽しく歌おう／桜  
工房／みはる工房／寿舞  
踊会／新町婦人会／松栄  
流すみれ会／御木沢睦会  
／平沢仲良し会／村上ユ  
キ(柴原)／上野トク(平  
沢)／横山徹子(烏帽子石  
柳沼サツイ(熊耳)／  
伊東征子(赤坂)／深谷  
陽子(赤坂)／井上サク  
(荒町)／松村美代子(荒  
町)／橋本アイ子(雁木田)  
／熊田貞夫(下舞木)／  
石塚ハツエ(中町)／笹  
川文江(上舞木)／小島  
俊典(郡山)